

厚生労働省、技能協事務局を訪問 ～令和元年台風第19号による被害を受けた 派遣労働者への配慮に関する要請～

2019年11月14日、厚生労働省の松原哲也需給調整事業課長が当協会事務局を訪問され、新宅友穂専務理事に対し、「令和元年台風第19号による被害を受けた派遣労働者への配慮に関する要請書」が手交されました。

令和元年台風第19号による被害に関して、当協会は会員企業に対し被害状況を照会するとともに、雇用の確保への取組の依頼ならびに雇用調整助成金の特例措置等について周知してまいりましたが、このたびの厚生労働省からの要請を踏まえ、あらためて、雇用の確保へ取り組まれるようお願いいたします。

【厚生労働省からの要請の概要】

- 1 令和元年台風第19号により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念される。
- 2 1に伴って、特に急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがある。
- 3 このため、派遣元指針に沿って、派遣労働者の雇用と安定を図るために必要な措置を講じるとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮をお願いしたい。

具体的には、次のとおりです。

- 1) 具体的には、労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所を確保できない場合であっても、派遣先と協力しながら別の地域で就業場所を確保していただくなど派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るようお願いしたい。
 - 2) 1)が困難な場合でも、まず休業等を行い、雇用の維持を図るとともに、休業等に要した費用を助成する雇用調整助成金（支給要件の緩和に加えて、14都県では、助成率の引き上げ等の特例を措置済み）を活用するなどして、休業についての手当を支払うようお願いしたい。
 - 3) 事業所が災害で休業したことにより、労働者が休業して賃金を受けることができない場合には、休業を失業とみなして基本手当を支給する雇用保険の特例措置が活用できる。
 - 4) 被災区域内において事業を行う派遣元事業主については、労働者派遣事業の許可が延長されている。
- 4 技能協においては、会員企業に対する周知・啓発について、特段の配慮をお願いしたい。



【お問い合わせ先】

一般社団法人日本生産技能労務協会 事務局 TEL:(03)6721-5361 FAX:(03)6721-5362